

## お役立ちニュースレター

発行月:平成 28 年 11 月 (Vol.74)

発行者:内閣府政府広報室

報道関係各位

平成 28 年 11 月 2 日

11 月 5 日は「津波防災の日」、「世界津波の日」です

### 「緊急地震速報」と「津波警報」

### いざそのとき、身を守るために！

いつ、どこで起こるか分からない地震や津波。その発生をできるだけ早く伝え、身を守る行動がとれるように、気象庁では、地震による強い揺れが来るときには「緊急地震速報」を、津波による災害の発生が予想されるときには「津波警報」を発表しています。これらの情報を見聞きしたときは、素早い判断で身を守る行動をとることが大事です。



#### ※「津波防災の日」と「世界津波の日」

東日本大震災が発生した2011年、津波対策についての理解と関心を高めるため、11月5日が「津波防災の日」として制定されました。11月5日は1854年、安政南海地震による大津波が紀伊半島を襲った日ですが、2015年12月の国連総会では、この日が「世界津波の日」に制定されました。

ソースは  
こちら

政府広報オンライン

「緊急地震速報」と「津波警報」いざそのとき、身を守るために！

<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201410/4.html>

政府インターネットテレビ

「津波から命を守る！ 津波の避難3原則」(約12分)

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg14286.html>

## 1. 「津波警報」とは

気象庁では、地震の発生に伴って津波による災害の発生が予想される場合、津波の高さに応じて「大津波警報」「津波警報」「津波注意報」を発表しています。

マグニチュード 8 を超えるような巨大地震の場合は、地震の規模を正確に把握するまでに時間がかかるため、第 1 報では予想される津波の高さを、大津波警報のときは「巨大」、津波警報のときは「高い」という簡潔な言葉で発表します。



高さを「巨大」や「高い」で発表した場合でも、その後正確な地震の規模が分かった時点（地震発生からおよそ 15 分ほど）で、予想される津波の高さを 5 段階の数値であらためて発表します。

**大津波警報や津波警報が発表された場合は、  
巨大津波が襲って来る可能性がある非常事態です。  
とにかく直ちに逃げる判断こそが命を守ります。**

津波警報は、気象庁の発表を受けて直ちに各自自治体に設置してある防災行政無線や、テレビ・ラジオのほか、携帯電話やスマホの「緊急速報メール」などで伝えられます。なお、携帯電話・スマホで緊急速報メールを受信するには、あらかじめ受信の設定が必要な場合がありますので確認しておきましょう（お使いの機種によっては受信できない場合があります）。

## 2. 津波から身を守るには

津波から身を守るためには、津波警報が発表されたら、すぐに避難を始めることが重要です。

津波警報・注意報の分類と、とるべき行動						
	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害		
	巨大地震の場合の表現	数値での発表(発表基準)				
大津波警報	巨大	10m超 (10m<高さ)	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からいける」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>10mを超える津波により木造家屋が流失</p>		
		10m (5m<高さ≤10m)			<p>津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	<p>津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>
		5m (3m<高さ≤5m)				
津波警報	高い	3m (3m<高さ≤3m)	<p>津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>  <p>津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>写真：豊田町提供(2003年)</p>		
津波注意報	(表記しない)	1m (20cm<高さ≤1m)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 		

資料：気象庁「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>

### ◎もしものために「津波標識」の確認を！

津波の危険がある場所には、津波が来襲する危険があることを示す「津波注意」のほか、津波避難場所や津波避難ビル(※)を示す津波標識が設置されています。万一に備え、海の近くにいるときには必ず最寄りの津波避難場所や津波避難ビル、高台などへの避難経路を確認しておきましょう。



津波注意



津波避難場所



津波避難ビル

※津波避難ビル：海辺など津波の危険がある地域では、堅牢で高い建物を津波が発生したときの一時避難場所として指定していることがあります。また、特にそのための建築物を設ける例もあります。

◎平成 28 年 11 月 4 日は緊急地震速報の訓練を実施します

国土交通省気象庁

「11 月 4 日に緊急地震速報の訓練を行います

－ 緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練－ (10 月 28 日更新)」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunren/2016/02/kunren.html>

地震による揺れから身を守ることが、津波防災の第一歩です

気象庁では、11 月 4 日※に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その短い間に、あわてずに身を守るためには日頃からの訓練が重要です。この機会に身を守る行動を体験してみましょう。

※本訓練は、例年 11 月 5 日の津波防災の日（世界津波の日）に行っていますが、本年度は土曜日にあたるため、より多くの機関や団体等が参加できるよう、11 月 4 日（金）に実施します。

(1)日時

平成 28 年 11 月 4 日（金） 10 時 00 分頃

※気象庁が配信する訓練用の緊急地震速報については、訓練当日の地震の発生状況や気象状況によって配信を中止あるいは内容を変更する場合があります。

(2)内容

訓練参加者は、訓練用の緊急地震速報を見聞きした際に、速やかに安全な場所へ移動するなど、それぞれの場面に応じた身の安全を確保する行動を実施します。

※訓練概要の詳細については、以下の告知用チラシ「緊急地震速報の訓練に参加しましょう！」をご覧ください。





## ◎緊急地震速報について

- ・緊急地震速報は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想されるときに、震度 4 以上の揺れが予想される地域に対して発表されます。
- ・緊急地震速報は、気象庁の発表を受けて直ちに各自治体に設置してある防災行政無線や、テレビ・ラジオのほか、携帯電話（スマートフォン含む）の「緊急速報メール」などで伝えられます。
- ・携帯電話やスマートフォンで「緊急地震速報」を受信するには、使用している端末によって受信設定が必要な場合があります。万一来る前に備え、ご契約の携帯電話会社のホームページで設定方法を確認し、緊急地震速報を受信できるようにしておきましょう（お使いの機種によっては、緊急地震速報を受信できない場合があります）。
- ・震源の近くでは、強い揺れが早く来るため、緊急地震速報の発表が間に合わないことがあります。また、震度などの予測に誤差が生じることもあります。このような限界を理解しながら、緊急地震速報を適切に活用してください。



### 参考情報

国土交通省「津波防災のために」

<http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html>

気象庁「津波発生と伝播のしくみ」

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/generation.html>

## 関連リンク

### 内閣府

「みんなに伝えよう津波防災 津波防災動画」(90 秒バージョン)

<https://www.youtube.com/watch?v=fYMjPUWi72I>

「みんなに伝えよう津波防災 津波防災動画」(30 秒バージョン)

<https://www.youtube.com/watch?v=ljThXcxcLHc>

内閣府「TEAM 防災ジャパン」

<https://bosaijapan.jp/event/>

内閣府「防災 YouTube チャンネル」

[https://www.youtube.com/channel/UC0B5vIoloxAAbv\\_11H91Z\\_Q](https://www.youtube.com/channel/UC0B5vIoloxAAbv_11H91Z_Q)

あしたの暮らしをわかりやすく  
政府広報オンライン

政府広報オンライン 検索

<http://www.gov-online.go.jp/>

国の行政情報に関するポータルサイト「政府広報オンライン」では、毎日の暮らしに役立つ情報、重要な施策の広報キャンペーンを紹介しています。

- フェイスブック公式アカウント <http://www.facebook.com/gov.online>
- ツイッター公式アカウント [https://twitter.com/gov\\_online](https://twitter.com/gov_online)
- 政府広報アプリ <http://www.gov-online.go.jp/pr/media/app/index.html>  
政府広報オンラインのコンテンツから電子書籍化。スマホやタブレット端末などで、まとめて読めます。
- 政府インターネットテレビ <http://nettv.gov-online.go.jp/>  
政府の動きや重要政策から暮らしに役立つ情報までをご紹介します動画専用サイトです。

【本件に関するお問い合わせ先】

内閣府 政府広報室 電話 03-3581-7026(直通)